

2020 年度
日本看護系大学協議会
ナースプラクティショナー（JANPU-NP）
資格認定審査要項
（第 2 回）

2020 年 2 月

一般社団法人日本看護系大学協議会
JANPU-NP 資格認定委員会

目次

1. 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー (JANPU-NP)	
資格認定審査実施概要	1
1-1) 審査の目的	1
1-2) 審査の基本的考え方	1
1-3) 資格の名称	1
1-4) 審査方法	1
1-5) 2019年度資格認定審査の概要	1
2. 受験資格	1
3. 2020年度 JANPU-NP 資格認定審査の概要とスケジュール	2
審査料と登録料、振込先	2
4. 申請書類の作成と提出	3
4-1) 提出期間	3
4-2) 申請書類の入手	3
4-3) 申請書類の作成と記載方法	3
4-4) 申請書類の提出	5
4-5) 審査料の振込	5
5. 試験	5
5-1) 日時	5
5-2) 試験会場	5
5-3) 面接試験の要領	5
5-4) 合格基準	5
6. 資格認定審査結果の通知	6
6-1) 書類審査結果の通知	6
6-2) 認定審査結果の通知	6
7. JANPU-NP 登録手続き	6
7-1) 認定登録料	6
7-2) 振込	6
7-3) JANPU-NP の登録と認定証の交付	6
8. その他	6
8-1) 資格認定審査に関する情報開示	6
8-2) 個人情報保護方針	7
8-3) 申請についての問い合わせ先	7
【様式1】 JANPU-NP 資格認定審査申請書	8
【様式2】 JANPU-NP 資格認定審査申請書類確認用紙	9
【様式3】 履歴書	10
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定規程	12
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定細則	17

1. 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP） 資格認定審査実施概要

1-1) 審査の目的

認定審査の目的は、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（以下、JANPU-NP という。）のプライマリケア看護分野において、個人や家族、集団、コミュニティの様々な健康課題を解決するために、地域社会を基盤にして、自律的に、また他職種と連携・協働しながら、卓越した看護を実践する能力を有し、「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程」第4条に掲げる役割を果たすことができるか否かを確認することである。

1-2) 審査の基本的考え方

JANPU-NP の資格認定審査は、原則として一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、本会という。）が認証しているナースプラクティショナー教育課程の修了生、または外国において本会の認証するナースプラクティショナー教育課程と同等以上の教育を受け、所定の単位を修得している者を対象とする。

審査は、本会によって認証されたナースプラクティショナー教育課程の所定の単位を修得し、JANPU-NP としての基本的な能力を有しているかどうかを評価する。

1-3) 資格の名称

資格の名称は、「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー」とし、「JANPU-NP」と呼称する。

1-4) 審査方法

審査は、書類審査と面接試験によって行う。

（1）書類審査：JANPU-NP の受験資格を有しているかどうかを審査する。

（2）面接試験：JANPU-NP として必要な能力、態度、コミュニケーション能力等について審査する。

2. 受験資格

JANPU-NP 資格認定審査を申請する者は、2020年3月末時点で、次の（1）免許要件と（2）教育要件をすべて満たしていなければならない。

（1）免許要件：日本国の看護師免許を有すること。

（2）教育要件：以下の①もしくは②のいずれかを満たしていること。

①本会の高度実践看護師教育課程のナースプラクティショナー教育課程（46単位）の基準を満たし、本会によって認証されたプライマリケア看護専攻教育課程の所定の単位（46単位以上）を修得した者。

②外国において①と同等以上の教育を受けたと認められる者。

3. 2020年度 JANPU-NP 資格認定審査の概要とスケジュール

時期	申請者	日本看護系大学協議会
2月3日(月)	—	「2020年度 第2回 JANPU-NP 資格認定審査要項」(本書)を本会公式ホームページに掲載
3月25日(水)～ 4月15日(水) (当日消印有効)	審査申請書および申請書類の提出 (記録の残る方法で郵送) 審査料の振込	—
4月16日(木)～ 4月24日(金)	—	書類審査
4月27日(月)～	—	書類審査結果の通知(郵送)
5月17日(日)	面接試験	—
5月29日(金)～	—	認定審査結果の通知(郵送)
合格通知受取～ 6月19日(金)	認定登録料の振込	—
認定登録料振込 確認後	登録者名簿記載内容の確認	JANPU-NP 資格認定証の交付(郵送) JANPU-NP 登録者名簿への登録 本会公式ホームページで名簿を公表

*審査の申請は審査料の振込をもって受理する。

審査料と登録料、振込先

種別	金額	振込期日
審査料(書類審査・面接試験)	51,700円(税込)	4月15日(水)15時まで
認定登録料	51,700円(税込)	6月19日(金)15時まで

<振込先>

<p>●ジャパンネット銀行 すすめ支店 口座種別：普通預金 口座番号：3014718 口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会</p>	<p>●三井住友銀行 神田駅前支店 口座種別：普通預金 口座番号：1768867 口座名称：一般社団法人 日本看護系大学協議会</p>
---	---

4. 申請書類の作成と提出

手順	期間	提出書類
審査申請書と申請書類の提出 (記録の残る方法で郵送)	3月25日(水)～ 4月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1. 【様式1】 JANPU-NP 資格認定審査申請書：1部 ■ 2. 振込済みの証明となる書類：1部 ■ 3. 【様式2】 JANPU-NP 資格認定審査申請書類確認用紙 ■ 4. 【様式3】 履歴書：5部 (原本1部+コピー4部) ■ 5. 看護師免許の写し：1部 ■ 6. 本会発行の高度実践看護師教育課程認定証(ナースプラクティショナー)の写し：1部 ■ 7. プライマリケア看護専攻教育課程修了証書の写し又は修了証明書：1部 ■ 8. 履修単位証明書又は成績証明書：1部

4-1) 提出期間

申請書類一式の提出期間は、2020年3月25日(水)から4月15日(水)の間とし、4月15日の消印有効とする。

4-2) 申請書類の入手

本会所定の申請書類様式については、本会公式ホームページからダウンロードする。

URL: <http://www.janpu.or.jp/np/>

4-3) 申請書類の作成と記載方法

以下、(1)～(7)の書類は、所定の期間内に記録の残る送付方法で提出する。

(1) JANPU-NP 資格認定審査申請書【様式1】：1部

* 所定の様式に必要な事項を記載し、署名捺印する。

* 振込済みの証明となる書類を添える。

(2) JANPU-NP 資格認定審査申請書類確認用紙【様式2】：1部

* 所定の様式を使用する。

* 書類の不備や不足がないか確認し、本人確認欄にチェックを入れる。

- (3) 履歴書【様式3】：5部（原本1部（写真貼付）とコピー4部）
履歴書は、所定の様式を用いて、申請時点の情報について記載する。
- * 「学歴」について
 - ・ 高校卒業以降を明記する。
 - ・ 学校名・学部名・学科名、およびナースプラクティショナー教育課程の名称は正式名称を記載する。
 - * 「職歴」について
 - ・ 看護師免許取得後のすべての看護実務歴（教職を含む）を施設・部署・職位が変わるごとに記載する。
 - ・ 看護実践現場での職歴については、どんな実践内容かが分かるように部署名を記載する。
 - ・ 各部署および職位の就任期間を明記する。
 - ・ 所属先の名称は正式名称を記載する。
- (4) 看護師免許の写し：1部
* A4判に縮小コピーしたものを提出する。
- (5) 本会発行の高度実践看護師教育課程認定証（ナースプラクティショナー）の写し：1部
* A4版に縮小コピーしたものを提出する。
* 本会から教育機関に発行しているので、修了した大学院に問い合わせる。
- (6) プライマリケア看護専攻教育課程修了証書の写し又は修了証明書：1部
* 教育機関が発行した看護系大学院の高度実践看護師教育課程（ナースプラクティショナー）プライマリケア看護分野を修了していることを証明するものであること。
* 修了証書の場合はA4判にコピーしたものを提出する。
* 修了証明書の場合は原本を提出する。
- (7) 履修単位証明書または成績証明書：1部
* 教育機関が発行した原本を提出する。
* 大学院において、高度実践看護師教育課程（ナースプラクティショナー）のプライマリケア看護専攻教育課程46単位以上を取得していることを証明するものであること。
* 履修した単位（46単位以上）のすべてについて、科目名、単位数、単位取得年度が明記されていること。

4-4) 申請書類の提出

* 申請書類は、簡易書留、宅配便、ゆうパック等配達記録が残る方法で、下記宛に送付する。

<宛先>

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5 大沢ビル 6 階

一般社団法人日本看護系大学協議会事務局

TEL:03-6206-9451 / FAX : 03-6206-9452

* 提出期限は、2020年4月15日(水)で当日消印有効。

4-5) 審査料の振込

* 審査料(書類審査・面接試験) 51,700円(税込)を 2020年4月15日(水) 15時までに納入する。

5. 試験

書類審査に合格した者は、面接試験を受験する。面接試験は下記の要領で実施する。

5-1) 日 時：2020年5月17日(日) 13時開始

5-2) 試験会場：一般社団法人日本看護系大学協議会神田事務所

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5

TEL:03-6206-9451 / FAX : 03-6206-9452

5-3) 面接試験の要領

* 面接の時間は、1人30分とする。

* 面接時間30分のうち、約15分間で、受験者自身の看護実践例もしくは実習中の実践事例(急性疾患への初期対応、慢性疾患の悪化予防・治療的介入、医療安全および倫理的課題への介入、地域における予防的介入等)について口頭で発表する。残りの15分間は発表内容に対する質疑応答を行う。

* 実践例の発表にあたっては、ナースプラクティショナーとしての役割機能が果たせているかが明確にわかるように留意する。

* 発表する事例は、大学院での実習における実践例も可とする。

* 事例に関する資料や参照するメモ等の持ち込みは可とする。また、それらを見ながら発表してもよい。

* 面接官は3人とする。

5-4) 合格基準

* 面接試験は100点満点とし、プライマリケア看護専攻教育課程目標に沿って、特に疾病予防管理、臨床判断と治療に関する行為、コンサルテーション、ナースプラクティショナーの役割理解、医療倫理と患者安全等の能力について評価する。

* 60点以上を合格とする。

6. 資格認定審査結果の通知

6-1) 書類審査結果の通知

* 2020年4月27日(月)に郵送にて発送する。

6-2) 認定審査結果の通知

* 2020年5月29日(金)に、認定審査の合否を郵送にて発送する。

7. JANPU-NP 登録手続き

* 資格認定審査に合格した者は、以下の JANPU-NP 登録手続きを行う。

7-1) 認定登録料：51,700円(税込)を2020年6月19日(金)15時までに納入する。

* 認定登録料は、認定された JANPU-NP として登録するために必要な費用で、認定登録料の振込が無い場合は登録手続きおよび認定証の発行ができない。

7-2) 振込

* 振込名義は資格認定審査合格者の氏名とする。

* 納入された認定登録料はいかなる理由があっても返還しない。

* 振込手数料は申請者が負担すること。

* 振込が完了した旨を E-mail 又は電話で日本看護系大学協議会事務局まで連絡する。

7-3) JANPU-NP の登録と認定証の交付

* 認定登録料の振込確認後に、本会事務局は認定証を交付し、「JANPU-NP 登録者名簿」へ認定者の登録手続きを行う。

* 「JANPU-NP 登録者名簿」には、都道府県（所属施設の所在地）、氏名、所属施設名、所属施設種別、所属施設設置主体の情報が記載される。

* 登録手続きの完了をメールにて全認定者に通知する。

* 本会事務局より連絡を受け、認定者は「JANPU-NP 登録者名簿」の自身の登録情報を確認する。

* 原則として、「JANPU-NP 登録者名簿」は本会公式ホームページで公開する。但し、認定者が公表を承諾しない場合には、その限りではない。

* 名簿の公表の諾否、公表の範囲については別途認定者に確認する。

8. その他

8-1) 資格認定審査に関する情報開示

* 個人の審査結果の開示は次の場合にのみ行う。

- ・ 開示の対象者：認定審査不合格者
- ・ 開示の内容：個人の審査評価および不合格理由
- ・ 開示の方法：個別の問い合わせへの対応

8-2) 個人情報保護方針

本会の「プライバシーポリシー」に準ずる。

URL: http://www.janpu.or.jp/privacy_policy/index.html

*登録された情報に基づき、JANPU-NP 資格認定審査に係る重要な通知、または認定登録後の活動状況に関する調査の依頼や、活動状況を分析・検討するための基礎資料として活用することがある。

8-3) 申請についての問い合わせ先

一般社団法人日本看護系大学協議会事務局

受付時間	月曜日から金曜日（土・日、祝日を除く） 9：30～16：30
電話番号	03-6206-9451
FAX 番号	03-6206-9452
E-MAIL	office@janpu.or.jp

2020年 月 日

JANPU-NP 資格認定審査申請書

一般社団法人日本看護系大学協議会
代表理事 上 泉 和 子 殿

所属機関名 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、一般社団法人日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定制度の目的を理解し、JANPU-NP 資格認定審査の受審を申請いたします。

<申請者連絡先>

① 郵送先住所： _____ （自宅・勤務先）

② メールアドレス： _____

③ 電話番号（昼間連絡が取れる番号）： _____

JANPU-NP 資格認定審査

申請書類確認用紙

所属機関名 _____

氏 名 _____ 印 _____

以下のとおり書類が揃っているか確認して、本人確認欄にチェック（✓）を入れてください。
 本用紙は、下記申請書類と共に送付してください。
 なお、申請書類は、本用紙の記載順に揃えて提出してください。
 書類はすべて A4 サイズで作成してください。

書類名	指定 様式	部数	本人 確認欄	事務局 確認欄
【様式1】 JANPU-NP 資格認定審査申請書	有	1	<input type="checkbox"/>	
【様式2】 JANPU-NP 資格認定審査申請書類 確認用紙（※本用紙）	有	1	<input type="checkbox"/>	
【様式3】 履歴書	有	5	<input type="checkbox"/>	
看護師免許の写し	無	1	<input type="checkbox"/>	
高度実践看護師教育課程認定証 （一般社団法人日本看護系大学協議会発行）	無	1	<input type="checkbox"/>	
プライマリケア看護専攻教育課程 修了証書の写しまたは修了証明書	無	1	<input type="checkbox"/>	
プライマリケア看護専攻教育課程の 履修単位証明書または成績証明書	無	1	<input type="checkbox"/>	

以上

【様式3】

年 月 日現在（申請時点の日付を記載）

履 歴 書

写真貼付

ふりがな		男・女
氏 名		
生年月日	年 月 日生	(満 歳)

ふりがな	
現住所 〒	
(電話)	(携帯電話)
(E-mail)	

年	月	学 歴

年	月	職 歴

注) 履歴書は、所定の様式を用いて、申請時点の情報について記載する。

* 「学歴」について

- ・ 高校卒業以降を明記する。
- ・ 学校名・学部名・学科名、およびナースプラクティショナー教育課程の名称は正式名称を記載する。

* 「職歴」について

- ・ 看護師免許取得後のすべての看護実務歴（教職を含む）を施設・部署・職位が変わるごとに記載する。
- ・ 看護実践現場での職歴については、どんな実践内容かが分かるように部署名を記載する。
- ・ 各部署および職位の就任期間を明記する。
- ・ 所属先の名称は正式名称を記載する。

* 学歴・職歴の行は適宜増やして作成する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程

第1章 総則

（目的）

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定制度（以下、「本制度」という。）は、個人や家族、集団、コミュニティの様々な健康課題を解決するために、地域社会を基盤にして、自律的に、また他職種と連携・協働しながら、卓越した看護実践を提供できるナースプラクティショナーを社会に送り出すことにより、全ての年代の人々が尊厳を保ちながら健康で安寧な生活が送れるように支援し、併せて保健医療福祉の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第2条 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程（以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。）により JANPU-NP の資格を認定するとともに本制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの定義および役割

（定義）

第3条 JANPU-NP とは、本会が認定するナースプラクティショナー教育課程を修了し、本会の JANPU-NP 資格認定審査に合格し、保健医療福祉現場において病院・診療所等と連携して、現にまたは潜在的に健康問題を有する個人や家族、集団、コミュニティに対してケアとキュアを統合し、一定の範囲で自律的に、治療的もしくは予防的介入を行い、卓越した看護を提供することが認められた高度実践看護師をいう。

（役割）

第4条 JANPU-NP は、次の各号の役割を果たす。

- （1）専門看護分野において、個人・家族または集団に対してケアとキュアを統合した高度な看護を実践する（実践）。
- （2）専門看護分野において、医師等への照会の必要性を的確に判断して、医師や他職種との連携を緊密にとるとともに、看護職者を含むケア提供者に対してコンサルテーションを行う（コンサルテーション）。
- （3）専門看護分野において、必要なケアが円滑に提供されるために、保健医療福祉に携わる人々との間のコーディネーションを行う（調整）。
- （4）専門看護分野において、倫理的な問題・葛藤について関係者間での倫理的調整を行う（倫理）。

- (5) 専門看護分野において、看護職者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす（教育）。
- (6) 専門看護分野において、専門知識・技術の向上や開発を図るために実践の場における研究活動を行う（研究）。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの専門看護分野

（専門看護分野の特定）

第5条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて、本会の高度実践看護師教育課程認定委員会が、専門看護分野の教育課程の特定について審議し、理事会の議を経て総会の承認を受けた分野とする。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格を認定する委員会

（委員会の設置）

第6条 JANPU-NP の資格認定に係る事業を実施するために、理事会の下に JANPU-NP 資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という。）を設置する。

（権限）

第7条 資格認定委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、JANPU-NP の認定に関する事項について審議し、必要事項について定めることができる。

（審議事項）

第8条 資格認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 本制度の実施及び改善等に関すること
- (2) JANPU-NP の専門看護分野の特定に関すること
- (3) JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の審査に関すること
- (4) JANPU-NP の認定およびその更新、および再認定の実施に関すること

（委員の選定）

第9条 資格認定委員会の委員は、理事会において選定し、代表理事が委嘱する。

（構成と運営）

第10条 資格認定委員会の構成および運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第11条 JANPU-NPの資格認定審査を受験する者（以下、「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）
 - ア 本会のナースプラクティショナー教育課程基準を満たし、認定を受けた大学院において所定の単位を取得した者
 - イ 外国においてアと同等以上の教育を受けたと認められる者
- (3) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有していること。

第3節 審査及び認定

（審査申請）

第12条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

（審査方法）

第13条 審査は、資格認定委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試験によって行う。

（認定）

第14条 資格認定委員会は、審査結果に基づき JANPU-NP の認定を行い、その結果を理事会に報告する。

（認定証等交付）

第15条 代表理事は、資格認定委員会による JANPU-NP の資格認定を受けて資格認定証の交付を申請した者に対して、JANPU-NP 資格認定証等を交付する。

- 2 本会は、前項の資格認定証等を交付した者を JANPU-NP 名簿に登録する。
- 3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会ホームページで公表する。
- 4 JANPU-NP の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第21条の規定によって、JANPU-NP がその資格を喪失した時は、資格を喪失した日に失効するものとする。

第5章 認定の更新

（更新制）

第16条 本会は、JANPU-NP の看護実践能力の維持・向上のための資格認定の更新制を実施する。

第17条 JANPU-NP は、資格認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

(更新申請要件)

第18条 JANPU-NPの資格認定更新を申請する者(以下、「更新申請者」という。)は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、JANPU-NPであること
- (3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(更新審査申請)

第19条 更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第6章 資格の喪失及び処分

(資格の喪失)

第20条 JANPU-NPは、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格認定委員会の決議により、JANPU-NPの資格を喪失する。

- (1) JANPU-NPの資格を辞退もしくは返上したとき
- (2) JANPU-NPの資格認定を更新しなかったとき
- (3) 第19条に定める資格認定更新要件を満たしていないと資格認定委員会が判断したとき
- (4) 日本国の看護師免許を返上または取り消されたとき

(処分)

第21条 JANPU-NPとしてふさわしくない行為があった時は、資格認定委員会と理事会の審議を経て、代表理事がJANPU-NPの認定を取り消すなど必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第7章 再認定

(再認定の申請)

第22条 第21条に基づく資格喪失後に再びJANPU-NPの資格認定を申請する者(以下、「再認定申請者」という。)は、次の各号に定めた要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

(再認定審査申請)

第23条 再認定申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出するものとする。

第8章 規程の変更及び見直し

(規程の変更)

第24条 この規程は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

(規程の見直し)

第25条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第9章 補則

第26条 この規定を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

1 この規程は、2019年3月22日から施行する。

一般社団法人日本看護系大学協議会
日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー(JANPU-NP)資格認定細則

第1章 総則

第1条 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（JANPU-NP）資格認定規程（以下、「JANPU-NP 資格認定規程」という。）の施行にあたり、JANPU-NP 資格認定規程第26条により、JANPU-NP 資格認定規程に定められた以外の事項について JANPU-NP 資格認定細則（以下、「細則」という。）に定めるものとする。

第2章 専門看護分野の特定

第2条 JANPU-NP の専門看護分野は、高度実践看護師教育課程認定規程第3条第1項に基づいて認定されたナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野とする。

2 新たな専門看護分野のナースプラクティショナー教育課程が認定された場合に、JANPU-NP 資格認定委員会はその専門看護分野を理事会の議を経て JANPU-NP の資格認定分野として特定する。

第3章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定

第1節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー資格認定委員会

（JANPU-NP 資格認定委員会）

第3条 JANPU-NP 資格認定委員会（以下、「資格認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

- 2 委員の構成は、認定分野の専門家を含まなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 資格認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第4条 資格認定委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の過半数をもって決する。

第5条 資格認定委員会の議事については、議事録を作成する。

（JANPU-NP 資格認定実行委員会）

第6条 資格認定委員会の下に、JANPU-NP の認定審査を実行する JANPU-NP 資格認定実行委員会（以下、「認定実行委員会」という。）を置く。

- 第7条 認定実行委員会は、認定分野ごとに5名以上の委員をもって構成する。
- 2 認定実行委員会の委員は、資格認定委員会が選定し、代表理事が委嘱する。
 - 3 認定実行委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 認定実行委員会の委員長および副委員長は、委員の互選によって選任する。

第8条 認定実行委員会の委員長は、委員会における審査の経過及び結果を記載した議事録を作成し、審査結果を資格認定委員会に報告する。議事録は保管しなければならない。

第9条 認定実行委員会の委員は、受験者と利害関係のある場合にはその審査を行うことはできない。

第10条 任期中の認定実行委員会委員の氏名は非公開とする。

第2節 受験の申請

第11条 受験者は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という。）に、次の各号に定める申請書類と理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定審査申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 看護師免許の写
 - (4) 教育機関が発行する履修単位証明書
- 2 納めた審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの審査及び認定

(審査方法)

第12条 認定実行委員会は、JANPU-NP 資格認定規程第13条により、受験者に対して書類審査および試験を行う。

- 2 JANPU-NP 資格認定規程第11条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

第13条 認定実行委員会は、最終的な審査結果および申請書類を、資格認定委員会に提出し報告する。

第14条 資格認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を代表理事に報告する。

第15条 JANPU-NP の資格認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第16条 JANPU-NP の資格認定審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第4章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの資格認定の更新

第17条 JANPU-NP 資格認定規程第16条により、認定の更新を申請しようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号の全てを満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること。
- (2) 自らの看護実践能力の開発・向上および教育と研究活動について、資格認定委員会が別途定める基準を満たしていること。

第18条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 納入した審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 資格認定更新の申請期間については、資格認定委員会が別に定める。

第19条 JANPU-NP 資格認定規程第18条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、5年という期間を1年単位で延長することができる。

第20条 JANPU-NP 資格認定更新審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入するものとする。

第5章 日本看護系大学協議会ナースプラクティショナーの再認定

第21条 JANPU-NP 資格認定規程第23条に基づき再認定を受けようとする者（以下、「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第17条の各号をすべて満たしていなければならない。

第22条 再認定申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入するものとする。

- (1) JANPU-NP 資格再認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (4) 申請時において過去5年間の看護実績報告書

第23条 JANPU-NP の資格再認定審査に合格し、認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第6章 細則の変更

第24条 この細則は、資格認定委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、2019年3月22日から施行する。